

議案第 44 号

伊賀市介護保険条例の一部改正について

伊賀市介護保険条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市介護保険条例の一部を改正する条例

伊賀市介護保険条例（平成 16 年伊賀市条例第 166 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同条第 1 号中「第 1 号」の次に「又は第 2 号」を加え、「33,924 円」を「37,520 円」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「前 2 号」を「前号」に、「42,744 円」を「47,275 円」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号中「50,886 円」を「56,280 円」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号中「61,063 円」を「67,536 円」に改め、同号イ中「第 9 号イ又は第 10 号イ」を「第 9 号イ、第 10 号イ又は第 11 号イ」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号中「67,848 円」を「75,040 円」に改め、同号イ中「第 9 号イ又は第 10 号イ」を「第 9 号イ、第 10 号イ又は第 11 号イ」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 7 号中「78,025 円」を「86,296 円」に改め、同号イ中「第 9 号イ又は第 10 号イ」を「第 9 号イ、第 10 号イ又は第 11 号イ」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 8 号中「84,810 円」を「93,800 円」に改め、同号イ中「次号イ又は第 10 号イ」を「次号イ、第 10 号イ又は第 11 号イ」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 9 号中「101,772 円」を「112,560 円」に改め、同号ア中「300 万円未満」を「290 万円未満」に改め、同号イ中「次号イ」を「次号イ又は第 11 号イ」に改め、同号を同条第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 127,568 円

ア 合計所得金額が 500 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当し

ないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）にかかるとする部分を除く。）、次号イに該当するものを除く。）

第4条第10号中「118,734円」を「138,824円」に改め、同条第11号中「135,696円」を「150,080円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号に該当する者の平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず33,768円とする。

第6条第3項中「ロ及びハ」を「ロ若しくはニ」に、「第5号ロ又は第6号ロ」を「第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「第6号まで」を「第9号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条に1項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第1項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

3 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。

4 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。

5 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。

6 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、

平成27年4月1日から市長が定める日までの間に行わず、市長が定める日の翌日から行うものとする。